

みやぎきの神楽国立能楽堂公演等開催業務委託仕様書

1 目的

県内各地に残されている神楽を継承し、持続可能な地域づくりに生かしていく観点から、地域の継承意識の醸成や観光誘客、移住定住の促進、関係人口創出に繋げることを目的に、東京都の国立能楽堂において県内神楽団体による神楽公演、東京都の宮崎県東京ビルにおいて神楽の舞手等によるセミナーを行うものである。

県外での神楽公演及びセミナーは、多くの方々に神楽の魅力を知っていただく機会であり、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組にも資するものである。

2 概要

〈みやぎきの神楽国立能楽堂公演〉

- (1) 日 程 令和8年10月27日(火) 13:30~17:30(予定)
- (2) 開催場所 国立能楽堂(東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1)
- (3) 会場定員 591名
- (4) プログラム構成
 - ① 講演(30分程度)
宮崎県内の神楽関係者等 1名
 - ② 神楽公演(3時間程度)
県内神楽団体(高鍋町等)による公演

〈神楽セミナー〉

- (1) 日 程 令和8年10月28日(水) 11:00~12:00(予定)
- (2) 開催場所 宮崎県東京ビル1階交流スペース(東京都千代田区九段南4丁目8-2)
- (3) 会場定員 20名程度
- (4) プログラム構成(予定)
 - ① 講演・実演等(30分程度)
神楽の舞手等 5名程度
 - ② 意見交換(30分程度)
神楽の舞手等及びセミナー参加者との質疑応答等

3 委託業務内容

〈共通事項〉

- (1) 参加者受付事務局業務
神楽公演及びセミナーへの参加者受付を行う事務局を開設し、次の業務を行う。
 - ① 神楽公演及びセミナーへの参加については無料、原則として事前申込制とし、参加申込者名簿の作成を行う。なお、定員を超える申込みがあった場合には、抽選制とする。
 - ② 神楽公演及びセミナー開催に関する問合せ電話等への対応を行う。
 - ③ 参加申込み状況についてとりまとめ、逐一県に報告する。
 - ④ 参加申込み数が定員に満たない場合の集客対策を行う。
- (2) 広報業務
 - ① 魅力的な広報用チラシ(1,500部)を制作し、効果的な方法で配付する。
 - ② そのほか参加申込み状況に応じてインパクトのある効果的な広報を行う。
 - ③ 独立行政法人日本芸術文化振興会が発行する会員誌『会報「あぜくら」』に広

告を掲載する。

(3) 実績報告書等の作成

- ① 開催状況、作業内容や撮影した記録写真を取りまとめた実績報告書を作成する。
- ② 来場者アンケートを作成、印刷、配付及び回収し、集計結果をまとめる。

〈神楽公演に関すること〉

(1) 神楽を舞う御神屋（みこうや）の企画・設営

神楽の多様性と魅力について、その本質を参加者に伝えられるような御神屋、舞台装飾の企画及び設営を行う。

(2) 神楽公演の開催（運営・管理）

次の業務を含む開催に当たっての運営、管理等一切を行う。

ア 全体管理マニュアル、運営台本等を作成する。

イ 開催2週間前を目処に参加申込者に参加券の送付を行う。なお、定員超過のため参加できない申込者には、お詫びのお知らせを送付する。

ウ 本公演の概要や講師プロフィール、公演を行う神楽団体の情報等を記載したプログラムの作成と配付を行う。

エ 会場演出、設営、備品等の手配並びに公演の進行及び運営を行う。

オ 講師、出演者等の送迎、アテンドを行う。

カ 参加者受付、会場整理等当日の円滑な会場運営を行う。

〈セミナーに関すること〉

(1) セミナーの開催（運営・管理）

次の業務を含む開催に当たっての運営、管理等一切を行う。

ア 神楽公演と併せて、開催2週間前を目処に参加申込者に参加券の送付を行う。なお、定員超過のため参加できない申込者には、お詫びのお知らせを送付する。

イ 会場設営、備品等の手配並びにセミナーの進行及び運営を行う。

4 経費

原則として、神楽団体の旅費及び謝金、神楽道具運送費を除く全ての経費（公演運営に係る費用、講師の旅費・謝金、国立能楽堂の施設使用料、当日配布したパンフレット等残部の返送に係る経費のほか、公演開催及びセミナーに係る必要経費一切）

5 成果品等

本業務の成果品及び納期は次のとおりとする。なお、電子データでも提出すること。

- (1) 広報用チラシ 1,500部 …… 令和8年8月7日（金）
- (2) アンケート集計結果 1部 …… 令和8年12月28日（月）
- (3) 事業実績報告書 1部 …… 令和8年12月28日（月）

6 成果品等の納入場所

本業務の成果品等の納入場所は、宮崎県が指定する場所とする。

7 その他

- (1) 成果品についての権利は、宮崎県に帰属する。
- (2) 委託業務実施に当たっては、宮崎県及び関係者と十分に連絡をとりながら行う。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議する。